資料１

（案）

平成２６年　　月　　日

鳥取市長　深　澤　義　彦　　様

鳥取市環境審議会
会　長　岡　崎　　誠

一般廃棄物処理手数料の見直しについて（答申）

平成２６年８月２１日付発環生第５８２号で諮問のあった事項について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので、答申します。

記

Ⅰ　一般廃棄物処理手数料の見直しについて

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成５年条例第２号）第２９条に規定する一般廃棄物処理手数料は、次のようにすることが適当である。

１　可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）

現行手数料を据え置く。

（１）適用期間

平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までとする。

（２）理　由

平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの家庭ごみの総処理経費について、平成２７年度以降を消費税率８％時、消費税率１０％時で収支計算を行い、１リットル当たりの処理原価を求めたところ、現行処理原価とほぼ同額であると見込まれること。又、「市民の皆様のごみの減量努力が引き続き行える価格となっている。」と判断できることから、可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料(指定ごみ袋の価格)の見直しは行わず、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日まで現行手数料を据え置くことが適当であるとしたためである。

２　可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）

現行手数料を据え置く。

（１）適用期間

平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までとする。

（２）理　由

平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの焼却処理経費について、平成２７年度以降を消費税率８％時、消費税率１０％時で収支計算を行い、１トン当たりの処理原価を求めたところ、現行処理原価とほぼ同額であると見込まれることから、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日まで可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）の見直しは行わず、現行手数料を据え置くことが適当であるとしたためである。

３　大型ごみ処理手数料

原則、現行手数料を据え置くこととするが、現況を勘案し、４３品目については手数料を見直すことが適当である。

（１）改定時期

平成２７年４月１日が適当である。

（２）理　由

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成５年鳥取市条例第２号）及び同条例施行規則（平成５年鳥取市規則第８号）に掲げている大型ごみ処理手数料について、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの１キログラム当たりの処理原価は、現行処理原価とほぼ同額であると見込まれるが、品目ごとの料金算定に必要な現行の「重量」、「規定」、「分別解体作業の有無」及び「解体作業時間」の見直しを行った結果、４３品目については現況を反映した手数料に改定すること、それ以外は現行手数料を据え置くことが適当であるとしたためである。

４　特定家庭用機器廃棄物処理手数料

原則、現行手数料を据え置くが、現況を勘案し、ブラウン管式テレビ、プラズマ液晶型テレビについては、新たに１５型以下のサイズの項目を追加し、１台１,５００円の手数料とすることが適当である。

（１）改定時期

平成２７年４月１日が適当である。

（２）理　由

現行手数料は、特定家庭用機器再商品化法（平成１０年法律第９７号）の趣旨に則り、特定家庭用機器廃棄物が小売業者を通じて回収される額、かつ、不法投棄の抑制が図られる額となっているが、より現況を勘案し、不法投棄件数の抑制や大型ごみ受付センターでの円滑な運営を目指した手数料の見直しが適当であるとしたためである。

5　動物の死体処理手数料

現行手数料を据え置く。

（１）適用期間

平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までとする。

（２）理　由

現行手数料での処理が安定的に行われていることから、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日まで見直しは行わず、現行手数料を据え置くことが適当であるとしたためである。

6　附帯意見

大型ごみ処理手数料の改定43品目

種別	現行の品目	変更後の品目の記述	改定箇所	分別・区分	現行手数料	改定案
電気等器具類	乾燥機（食器）	食器乾燥機	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500
	シュレッダ（家庭用／1辺が50㎝以上のもの）	シュレッダ（家庭用／1辺が50cm以上のもの）	重量の修正（25kg⇒10kg）。	不燃	1,500	500
	タイプライター	タイプライター	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500
	電子レンジ	電子レンジ	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500
	ワープロ	ワープロ	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500
家具・寝具類	下駄箱	下駄箱　（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	700
	〃	同上（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	1,100
	〃	同上（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	1,400
	食器棚（幅1m未満）	食器棚　（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	700
	食器棚（幅1m以上）	同上（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	1,300	1,100
	〃	同上（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）。分別解体作業有り。	可燃	1,300	1,400
	たんす（高さ1m未満）	たんす　（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	700
	たんす（高さ1m以上）	同上　（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	1,000	1,100
	〃	同上　（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）。分別解体作業有り。	可燃	1,000	1,400
	戸棚	戸棚　（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	700
	〃	同上　（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	1,100
	〃	同上　（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	1,400
	本棚（木製（高さ1m未満））	本棚（木製）　（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	700
	本棚（木製（高さ1m以上））	同上　（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	1,300	1,100
	〃	同上　（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）。分別解体作業有り。	可燃	1,300	1,400
	本棚（スチール製（高さ1m未満））	本棚（スチール製）（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。	不燃	1,500	800
	本棚（スチール製（高さ1m以上））	同上　（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。	不燃	2,500	1,500
	〃	同上　（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	不燃	2,500	2,000
	スチール整理棚（高さ1m未満）	スチール整理棚　（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。	不燃	1,000	800
	スチール整理棚（高さ1m以上）	同上　（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。	不燃	1,500	1,500
	〃	同上　（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	不燃	1,500	2,000

種別	現行の品目	変更後の品目の記述	改定箇所	分別・区分	現行手数料	改定案
家具・寝具類（続き）	ステンレスパイプ棚	ステンレスパイプ棚	重量の修正(20kg⇒15kg)。	不燃	1,000	800
	衣装ケース（金属製）	衣装ケース（金属製）	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500
	同上（プラスチック製）	衣装ケース（プラスチック製）　（ケース単体の場合は3箱まで）	記述追加（ケース単体の場合は3箱まで）。	不燃	500	500
	収納ケース（金属製・50cm以上）	収納ケース（金属製・50cm以上）	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500
	同上（プラスチック製・50cm以上）	収納ケース（プラスチック製・50cm以上）（ケース単体の場合は3箱まで）	記述追加（ケース単体の場合は3箱まで）。	不燃	500	300
	こたつ	こたつ（台と板の1組の場合、もしくは台のみの場合）	記述追加（台と板の1組の場合、もしくは台のみの場合）。	可燃	800	800
	畳	畳（2枚まで）	記述追加（2枚まで）。	可燃	800	300
	姿見	姿見	分別解体作業不要。	不燃	1,000	500
	スプリングマットレス	スプリングマットレス	分別解体作業単価の上昇。	不燃	1,500	1,700
	ブラインド	ブラインド	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500
	ベンチ（家庭用／50cm以上）	ベンチ（家庭用／50cm以上）	重量の修正（20kg⇒15kg）。	不燃	1,000	800
	レンジ台（電子レンジ用）	レンジ台（電子レンジ用）	分別解体作業有り。	可燃	500	700
趣味用品	ゴルフバッグ	ゴルフバッグ	分別解体作業不要。	不燃	800	500
	水槽　（1辺が50cm以上のもの）	水槽　（最も長い辺の長さが50cm以上90cm未満のもの）	規定の変更（最も長い辺の長さが50cm以上90cm未満のもの）。	不燃	500	500
	〃	同上（最も長い辺の長さが90cm以上のもの）	規定の変更（最も長い辺の長さが90cm以上のもの）。	不燃	500	1,500
	釣り竿	釣り竿（5本まで）	記述追加（5本まで）。	不燃	500	500
	バット（野球用）	バット（野球用）（5本まで）	記述追加（5本まで）。	可燃	500	500
	補助動力付自転車	補助動力付自転車	重量の修正（30kg⇒20kg）。	不燃	1,500	1,000
その他	臼（うす）	臼（うす）	分別解体作業有り。	可燃	500	700
	コンテナ（50cm以上）	コンテナ（50cm以上）　（2箱まで）	記述追加（2箱まで）。	不燃	500	500
	ざる（50cm以上）	ざる（50cm以上）　（3つまで）	記述追加（3つまで）。	不燃	500	500
	三脚（カメラ・ビデオカメラ用）	三脚（カメラ・ビデオカメラ用）（2脚まで）	記述追加（2脚まで）。	不燃	500	500
	スコップ（金属製、プラスチック製）	スコップ（金属製、プラスチック製）（2本まで）	記述追加（2本まで）。	不燃	500	500
	すのこ	すのこ（長い辺が2m未満のものは3枚まで）	記述追加（長い辺が2m未満のものは3枚まで）。	可燃	500	500
	たらい（50cm以上）	たらい（50cm以上）（3つまで）	記述追加（3つまで）。	不燃	500	500
	杖（ステッキ／50cm以上）	杖（ステッキ／50cm以上）（5本まで）	記述追加（5本まで）。	不燃	500	500
	バケツ（50cm以上）	バケツ（50cm以上）（3つまで）	記述追加（3つまで）。	不燃	500	500

種別	現行の品目	変更後の品目の記述	改定箇所	分別・区分	現　行 手数料	改定案
その他 （続き）	ブランコ（幼児用）	ブランコ（幼児用）	重量の修正。分別解体時間の見直し。	不燃	1,500	1,000
	プランター	プランター　（プラスチック製は5つまで）	記述追加（プラスチック製は5つまで）。	不燃	500	500
	ほうき（長さが50cm以上のもの）	ほうき（50cm以上）　（5本まで）	記述追加（5本まで）。	可燃	500	500
	ポリタンク（1辺が50cm以上のもの）	ポリタンク（50cm以上）　（5つまで）	記述追加（5つまで）。	不燃	500	500
	モップ／柄付きモップ（長さが50cm以上のもの）	モップ／柄付きモップ（50cm以上）　（5本まで）	記述追加（5本まで）。	不燃	500	500
	物干し竿（長さが50cm以上のもの）	物干し竿（50cm以上）　（3本まで）	記述追加（3本まで）。	不燃	500	500
	物干し台（コンクリート台）	物干し台（コンクリート台）　（2つまで）	分別解体作業有り。記述追加（2つまで）。	不燃	500	700

審　　議　　経　　過

区　分	日　時・場　所	審　　議　　内　　容
26年度 第1回	平成26年8月21日 13時30分～15時30分 本庁舎6階第1会議室	1　諮問 一般廃棄物処理手数料の見直しについて （1）可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格） （2）可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合） （3）大型ごみ処理手数料 （4）特定家庭用機器廃棄物処理手数料 （5）動物の死体処理手数料
第2回	平成26年10月10日 13時30分～15時00分 本庁舎6階全員協議会室	1　一般廃棄物処理手数料の見直しについて （1）可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格） （2）可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合） （3）大型ごみ処理手数料 （4）特定家庭用機器廃棄物処理手数料 （5）動物の死体処理手数料
第3回	平成26年10月31日 13時30分～15時30分 本庁舎6階第1会議室	1　答申案について

鳥取市環境審議会委員名簿

任期：平成25年11月11日～平成27年11月10日

（順不同　敬称略）

委嘱分野	役　　職	氏　　名	備　考
１号（学識経験）	総務省行政相談委員	榎　　直子	
〃	鳥取環境大学教授	岡崎　　誠	会長
〃	元鳥取県衛生環境研究所長	杉本　雅美	
〃	鳥取環境大学教授	藤沼　康実	
〃	鳥取大学大学院准教授	増田　貴則	
２号（各種団体）	ＪＡ鳥取いなば農業協同組合 代表理事専務	有田　和彦	
〃	鳥取市連合婦人会会長	佐々木ちゑ子	
〃	鳥取市消費者団体連絡協議会会長	竹本佐代子	
〃	鳥取市自治連合会副会長	房安　一也	副会長
〃	鳥取商工会議所事務局長	山内　啓介	
〃	特定非営利活動法人ＥＣＯフューチャー とっとり副理事長	山本ルリコ	
３号（公募）	公募委員	牛尾柳一郎	
〃	公募委員	手島　秀光	
〃	公募委員	平尾　司砂	